

平成 24 年度事業報告書（添付資料等除く）

1 政策提言・調査研究に関する活動について

（1）賃貸料算定方法の見直し等に関する政策提言

国と関係地主との再契約に伴う賃貸料算定方法の見直し等については、昨年度から継続して国に対し、政策提言、意見調整等を行ってきた。その結果、現行の評価地目の見直しについては、「平成 24 年 5 月 15 日以降の契約更新に係る協力について（依頼）」（4 月 6 日付、沖縄防衛局長発、土地連会長宛）にて、「評価地目の適正な見直しについて、平成 25 年の概算要求に反映」する、という提案を受けた。

賃貸料算定方法の見直しについては、同依頼文をもって国から見直しに向けた提案が得られたことから、4 月 12 日の理事会で、国と合意して再契約をすることを決定した。

本会では、理事会での結果について各地主会に対して通知を行い、再契約に向けた理解を求めた結果、各地主会から国に対して同意書が提出され、再契約への手続きが実施された。なお、平成 24 年度の賃貸料の支払にあたっては、再契約手続きと賃貸料の請求・受領の申請を短期間で、支障なく実施するために「全施設、全評価地目一律 1.64%アップで執行」という沖縄防衛局の提示に同意し、対処した。

なお、再契約に伴う更新協力費は原則一人あたり 10 万円の支給、契約に係る事務委託費は再契約業務に対応するため従来の 5 千万円に 2 千万円上乗せされ、7 千万円となった。

駐留軍用地等に係る平成 25 年度賃貸料の増額要請等の政策提言については、①再契約時に要請した考えを踏まえ、「評価地目の適正な見直し」を求めること、②賃貸料額は「対前年度比 4.2%増」を求めることを、5 月 29 日の定期総会において決定し、全役員にて 6 月 1 日には沖縄防衛局、6 月 13 日には防衛省に対して行った。

それに対する沖縄防衛局からの回答は、「対前年度比 3.0%増」に留まっていることを、8 月 28 日の理事会で報告、協議した結果、更なる上乗せを求めていく必要があるとし、三役を中心に要請等を継続して行うこととなった。

その結果、沖縄防衛局から「対前年度比 3.5%増の 959 億 3 千万円（約 32

億4千万円増)」の提示があったことから、9月7日の理事会で報告、協議し、受け入れることとなった。

また、那覇空港用地に係る平成25年度賃貸料の増額要請等の政策提言については、駐留軍用地の増額要請等と同様な内容で、6月5日に那覇空港事務所、6月14日に国土交通省、6月15日に同大阪航空局に政策提言等を行った。県企業局についても8月1日に同様の要請書を手交して政策提言等を行ってきた。その結果、駐留軍用地等の増額措置に準ずる予算措置となった。

つぎに、「評価地目の適正な見直し」については、沖縄防衛局から「評価地目の見直しに関する提案」を受け、8月28日の理事会で協議を行った。同提案の主な内容は、①新たに「準宅地」を追加し、その単価は宅地、宅地見込地単価の中間値とすること、②「準宅地」は、投影方式を用いて単価、面積等で調整しながら導入していくこと、であった。

本会では、この提案に対して、最終的に賃貸料の提示と併せて、9月7日の理事会において同意することとし、沖縄防衛局と本会とで「評価地目の見直し等に関する覚書」を締結した。こうしたことから、平成25年度以降の賃貸料において、「準宅地」という新たな評価地目が導入されることとなった。

(2) 米軍再編、跡地利用への対応等に関する政策提言

跡地利用の推進による地域社会、県土の発展等に向けた政策提言等については、4月に「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用に関する特別措置法（「跡地利用特措法」）が施行されたことから、内閣府、防衛省の担当者を招き、同法律等の概要について5月22日の理事会で説明を受けた。

また、関係地主に対しては、同法の概要を紹介して理解を促すため、内閣府、防衛省から発行されたパンフレットを毎年1回発行している土地連会報に同封して発送した。

今後の適用状況や見直しについては、沖縄防衛局及び沖縄県から拠点返還地の指定、特定事業の見直し等に関する公表状況、土地の買い取りに向けた基金創設等の政策動向等に関する意見交換、情報収集を行った。

米軍再編については、4月27日の在日米軍再編見直しに関する共同文書で「分割返還」の考えが示されたことから、対象の各地主会（沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、浦添市、那覇）と意見交換を行い、その結果を踏まえて、7月6日の理事会において「沖縄県における駐留軍用地の返還について（要請）」を協議し、防衛省、外務省等の関係機関へ政策提言を行うことを決定した。

政策提言では、①跡地利用が円滑に実施できるような措置とすること、②関係地主が不利益を被ることがない返還方法とすることを、7月13日に沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、沖縄総合事務局等に対して行った。さらに、7月17日に外務省、防衛省、内閣府の担当大臣宛に要請書を送付した。

(3) 駐留軍用地等に係る諸問題解決への調査研究及び情報発信

沖縄県における駐留軍用地等の返還状況については、沖縄防衛局へ照会し、最新の情報を入手してその実態の把握に努めた。なお、詳細は、「別表9」のとおりである。

駐留軍用地の地籍明確化は、「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」に基づき作業が進められてきたが、一部地域においては、集団和解による関係地主の協議が整わず、今なお嘉手納飛行場など4施設7小字が「位置境界未確定」の状況にある。

2 関係地主の財産権擁護等に関する活動について

(1) 共済融資事業の充実強化

共済融資斡旋事業については、共済事業の推進を行うため、各地主会と連携しながら、関係地主に対して本会で作成したチラシ・ポスターを配布するなどの広報活動を展開して事業内容の周知、生活基盤安定のための利用推進を目指してきた。

その結果、融資残高は約194億円、2,776件で、そのうち、本年度の融資実行額は約57億円、468件となり、順調に推移している。

(2) 所有者居所不明土地の適正な保全管理

所有者居所不明土地管理事業については、居所不明者にかわって財産管理人として賃貸料の請求・受領を行い、固定資産税の納付、賃貸料の管理・保全業務を行った。また、継続して不明者の追跡調査を行った結果、8月に1件判明し、所有者へ財産の引渡しを行い、解決した。

一方で、那覇家庭裁判所から、本会での居所不明者の管理が長期間となっており、財産管理人の業務の一環で失踪宣告の手続きを行う必要がある、との指導を受けたことから、1月17日の理事会で協議を行った結果、その手続きに着手することを決定し、那覇家庭裁判所に対して申請を行った。

3 会員、組織整備に関する活動について

(1) 公益社団法人移行に向けた組織決定と移行申請

新公益法人制度に係る移行先法人の決定と申請等の手続きについては、まず、申請代理人である大城顧問税理士と三役とで協議を重ねながら申請に必要な定款、諸規程等について検討してきた。さらに、所管担当課との調整等を行った後、8月28日の理事会において移行先法人を公益社団法人とすることを決定した。

つぎに、10月22日から24日に各地区別代議員会を開催して組織討議を行い、10月31日に臨時総会を開催して、公益社団法人への移行に係る定款と諸規程等について機関決定を行った。

移行申請については、臨時総会での決定に基づいて沖縄県に対して11月に申請書を提出した。本会からの申請については、1月28日と2月25日の2回にわたって沖縄県公益認定等審議会において審議に付された。

その結果、本会からの申請に対しては、3月末現在、同審議会での審議が継続扱いとなったことから、答申を得るまでには至らなかった。

(2) 新会館の建設工事と現会館の処分について

土地連会館建設事業については、実施設計が完了したことを5月22日の理事会へ報告した後、建設業者の選定は指名競争入札で行うことを6月1日の理事会にて決定した。理事会での決定に基づいて、6月29日に入札を行い、落札者を株式会社德里産業に決定したことを、7月6日の理事会で報告、了承を得て、建設工事に着手した。

工事を開始するにあたっては、全役員が参加して7月20日に地鎮祭・安全祈願祭を行った。また、工事の進捗については監理者、施工者等を交えた工程会議に本会の事務局職員が出席し、協議、確認等を行いながら進めてきた。

建設工事の監理業務については、設計業務を担った有限会社エン設計に委託することを7月20日の理事会において報告、了承を得て実施した。

工事は、予定どおりに進捗し、工期の3月末には新たな会館が完成した。

なお、現会館の売却については、10月31日の臨時総会において処分することの承認を得た後、12月には入居者が全て退去したことを受け、2月に地主会の会員を対象に公募、入札を行って、購入者を決定し、売却に関する手続きを行った。

(3) 総会、理事会、地主会正副会長会等の開催

本年度においては、総会を3回、理事会を18回、地主会正副会長会を1回開催した。そのほか、各地主会の基盤強化、法人化に向けた意見・情報交換等を3回にわたって開催し、問題や課題を整理するなど、各地主会と連携しながら取り組んだ。

(4) 土地連会報の発行、ホームページの整備、情報発信機能の強化

毎年1回発行している土地連会報は、6月30日に関係地主をはじめ各関係機関等へ約3万1千部を送付した。

本会のホームページ上では、「お知らせ」のコーナーにおいて、賃貸料の政策提言等の情報や報道された記事を速報で掲載し、伝えてきた。また、総会資料や土地連会報を閲覧に供して情報発信を行った。